

第1章

計画の策定と推進

1 計画の策定の趣旨

(1) 背景

ア 近年の障害者施策に関わる社会動向

平成23年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正以降、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が平成25年に、また、「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が平成28年に施行されるなど、障害のある人に関する法制度及び施策が大きく変化しています。また、障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができ、障害のある子どもへの健やかな育成のための発達を支援することを目的とした改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が平成30年4月に施行される予定です。

■近年の障害者施策に関わる主な社会動向

年	内 容
平成23年	◎改正障害者基本法（8月施行）
平成24年	○障害者虐待防止法（10月施行）
平成25年	★障害者基本計画（第3次） ◎障害者総合支援法（4月一部施行） ○障害者優先調達推進法（4月施行）
平成26年	◎障害者権利条約の批准 ○改正精神保健福祉法（4月一部施行）
平成27年	○難病法（1月施行）
平成28年	◎障害者差別解消法（4月施行） ○改正精神保健福祉法（4月全部施行） ○改正障害者雇用促進法（4月施行） ○改正発達障害者支援法（8月施行）
平成30年	★障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（4月施行予定）

■法制度改正の主な点

◎改正障害者基本法（平成23年8月施行） ⇒ 障害者の定義の見直し（社会的障壁）、合理的配慮の概念の導入など
○ 障害者虐待防止法（平成24年10月施行） ⇒ 障害者への虐待禁止、虐待が疑われる障害者を発見した者の通報義務など
◎ 障害者総合支援法（平成25年4月施行・平成26年4月施行） ⇒ 障害者の範囲の見直し（特定疾患への支援対象の拡大）、地域生活支援事業の追加、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大など ⇒ 対象疾病の拡大
○ 障害者優先調達推進法（平成25年4月施行） ⇒ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を設定
★ 障害者基本計画（第3次）（平成25年度～平成29年度） ⇒ 「生活支援」「保健・医療」「教育・文化芸術活動・スポーツ等」「雇用・就業、経済的自立の支援」「生活環境」「情報アクセシビリティ」に加え、「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」を新たに設定
○ 精神保健福祉法の改正（平成28年4月全部施行） ⇒ 保護者制度の廃止、医療保護入院の際の同意要件の見直しなど
○ 難病法（平成27年1月施行） ⇒ 難病患者に対する医療費助成の法定化
◎ 障害者差別解消法（平成28年4月施行） ⇒ 国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による不当な差別的な取扱い禁止や社会的障壁を取り除くための合理的配慮など
○ 障害者雇用促進法の改正（平成28年4月施行） ⇒ 雇用分野における合理的配慮の提供義務 ⇒ 精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置（平成30年4月施行）
○ 発達障害者支援法の改正（平成28年8月施行） ⇒ 就労と教育支援の強化など
★ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行予定） ＜障害者総合支援法＞ ⇒ ひとり暮らしを希望する障害者を支援する「自立生活援助」及び「就労定着支援」の新設など ＜児童福祉法＞ ⇒ 居宅訪問による発達支援サービスの提供、保健・医療・福祉等の連携による医療的ケアを必要とする児童への対応、障害児福祉計画の策定など

※◎は障害福祉政策全般にわたる法制度、★は障害福祉計画に関する法制度

○はその他の関係法制度

イ 兵庫県の動向

兵庫県では、平成27年3月に障害者基本法に基づく「ひょうご障害者福祉計画」（平成27年度～32年度）と障害者総合支援法に基づく兵庫県障害福祉計画（第4期：平成27年度～29年度）を一体的に策定しています。

「ひょうご障害者福祉計画」では、「障害のある人が、必要に応じて支援を受けつつ、“自分の生き方”を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現」と「障害のある人が、地域の一員として生涯安心して当たり前で暮らし、誰もが共に支え合う社会」を基本理念として、障害の有無や年齢・性別等に関わらず、誰もが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現に向けて、総合的な施策を実施しています。

(2) 趣旨

本市では、平成19年2月に障害者基本法に基づく「西脇市障害者基本計画」（平成19年度～28年度）と障害者自立支援法に基づく「第1期障害福祉計画」（平成18年度～20年度）を一体的に策定しました。また、平成27年3月には「第4期障害福祉計画」（平成27年度～29年度）を策定しています。

「西脇市障害者基本計画」では、「障害のある人もない人も、互いを尊重し合い、共に助け合い、支え合いながら、その人らしく自立した生活を送ることができる社会の実現」を基本理念に、生活支援や教育、雇用など7つの基本目標に基づく施策に取り組んできました。計画策定から10年が経過し、障害者総合支援法の改正や障害者差別解消法の制定など、障害を取り巻く環境が大きく変化しています。

障害のある人が、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう、障害者施策の基本的な方向性、具体的な取組方策、支援サービスの内容等を示す平成30年度からの新たな「西脇市障害者基本計画」及び「第5期西脇市障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

「西脇市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本市の障害者施策の基本的な方向性とその具体的な取組方策を示すものです。

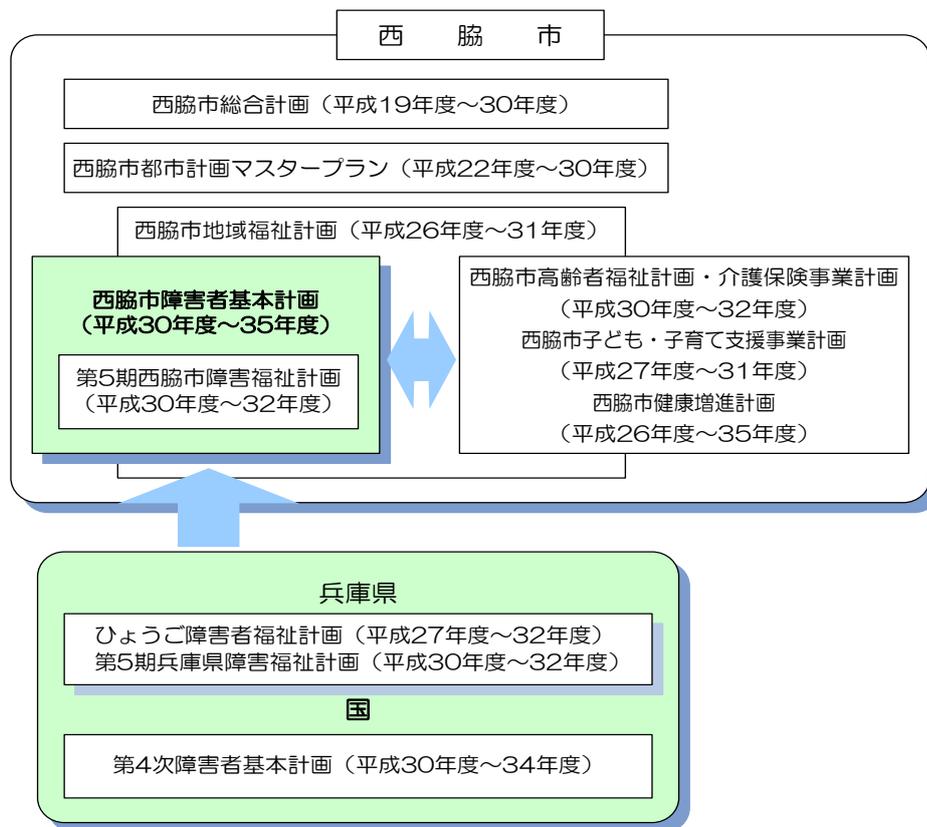
また、「西脇市障害福祉計画」は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を示すものです。

なお、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保及び円滑な実施等について定める「第1期西脇市障害児福祉計画」を「第5期西脇市障害福祉計画」と一体的に策定します。

(2) 他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である「西脇市総合計画」（平成19年10月策定）の個別行政計画として位置付けており、「第二次西脇市地域福祉計画」（平成26年3月策定）に掲げる基本理念の実現を障害者福祉の分野から図るものです。

また、「第7期西脇市高齢者安心プラン（西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」（平成30年3月策定）、「西脇市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）、「にしわき健康プラン（西脇市健康増進計画）」（平成26年3月策定）「西脇市都市計画マスタープラン」（平成22年3月策定）との整合・調和を図っています。



3 計画の期間

「西脇市障害者基本計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間で計画期間とし、「第5期西脇市障害福祉計画」は、平成30年度から平成32年度の3年間で計画期間とします。

計画名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
障害者基本計画	西脇市障害者基本計画					
障害福祉計画	第5期西脇市障害福祉計画			第6期西脇市障害福祉計画		

4 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、障害のある人等のニーズを的確に把握するため、当事者へのアンケート調査、障害者団体や事業所へのアンケート、ヒアリング調査等を実施しました。

また、庁内関係各課と事業評価及び今後の事業について調整するとともに、福祉事業所及び児童関係機関、障害福祉団体、行政機関等で構成する西脇市障害福祉関係者会議で検討し、障害者基本法に基づき市の条例により設置した西脇市障害者地域支援協議会で審議しました。

5 計画の推進体制

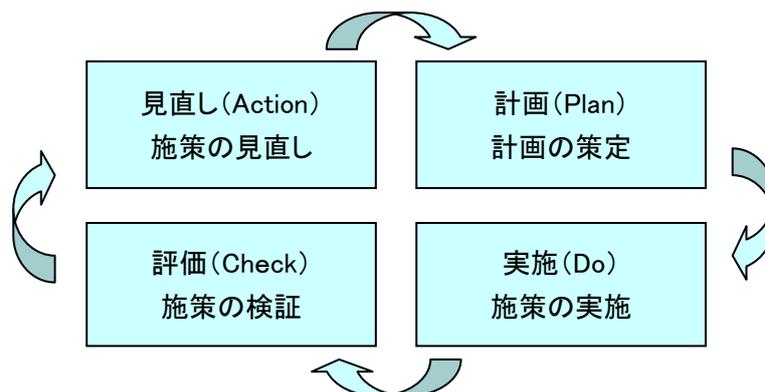
(1) 計画の推進体制と進行管理

西脇市障害者地域支援協議会において、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について協議し、施策の実施状況を検証します。また、庁内では、関係各課と連携しながら、横断的かつ効果的に施策の実施に努めます。

(2) 計画の点検と評価

本計画の達成状況や施策の効果を検証するために、各年度において、PDCAサイクルに従い、本計画の推進に係るサービスの提供量等実績及び障害者施策の実施状況を取りまとめ、当事者等の意見を求めた上で、点検評価及び施策の見直しを行います。

■計画の進行管理のイメージ



(3) 国・県・近隣市町との連携

今後の制度改正などの状況の変化に的確に対応していくため、国・県と連携を図り、障害者施策の効果的な推進に努めます。

また、北播磨圏域5市1町で組織する「北播磨障がい福祉ネットワーク会議」等の場を通じて、広域的な連携及び協力を図り、障害福祉サービスの提供基盤の整備に努めます。

